

令和 8 年度（2026 年度）枚方市包括外部監査人募集要項

1 募集内容

枚方市では、地方自治法（以下「法」といいます。）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結する者を 1 名募集します。

2 応募資格

次の資格のいずれかを有する者

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 税理士

注：ただし、法第 252 条の 28 第 3 項各号に該当しない者であること。 ※ 1（P3）参照

3 応募の受付

(1) 提出書類

提案書、登録（事項）証明書及び法第 252 条の 28 第 3 項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書（様式は問いません。）

(2) 受付期間

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日（金）～令和 7 年（2025 年）10 月 6 日（月）

注：提出先への持参による応募の場合は、平日のみ午前 9 時～午後 5 時 30 分

(3) 提出方法

持参又は郵送 注：郵送の場合は 10 月 6 日（月）必着

(4) 提出先

枚方市総務部コンプライアンス推進課（市役所別館 6 階） 担当：乾・大久保

住所：〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

電話：072-841-1294（直通）

ファクス：072-841-3039、E メール：complan@city.hirakata.osaka.jp

(5) その他

募集要項と提案書の様式は、上記場所で配布するほか、希望者には郵送します。

また、市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/24-3-0-0-0_2.html

4 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関する費用はすべて応募者の負担とします。
- (2) 本人以外による提出書類の持参可。ただし、提出書類を訂正する場合は本人の委任状（様式自由）が必要です。
- (3) 提出書類の部数は原本を 1 部とします。
- (4) 登録（事項）証明書は 30 日以内に作成し、又は発行されたものとしてください。
- (5) 提出書類は返却しません。
- (6) 提案書は所定の様式を使用して作成してください。

- (7) 提案書を綴じる必要はありませんが、ページ番号を振ってください。
- (8) 提案書の作成に字数制限はありませんが、簡潔明瞭に記載してください。
- (9) 原則として、提出した書類の変更はできません。
- (10) 必要に応じて、書類の追加提出を依頼することがあります。
- (11) 応募後に辞退する場合は、辞退届（様式は問いません。）を提出してください。
- (12) 提案書は、枚方市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、同条例に基づく非公開情報を除き、原則公開します。

枚方市情報公開条例

<https://kro600.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>

5 選定方法

- (1) 枚方市包括外部監査人選定審査会（法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関）において審査を行い、候補者を選定します。
- (2) 選考は、書類審査及び対面による面接審査により行います。ただし、応募者が 4 人以上の場合は、書類審査の採点の結果により面接審査に進む候補者を 3 人以内で選定します。その場合は、結果を令和 7 年（2025 年）10 月 31 日（金）までに文書で通知します。
- (3) 面接審査は、令和 7 年（2025 年）11 月 25 日（火）に提案書の説明、質疑応答を行い、最終候補者 1 名を選定します。詳細は、令和 7 年（2025 年）10 月 31 日（金）までに文書で通知します。
- (4) 最終結果は、令和 7 年（2025 年）12 月下旬に、文書で通知します。
- (5) 最終結果によっては、最終候補者を選定しない場合もあります。

6 選定基準

選考における評価項目は、次のとおりです。

- (1) 包括外部監査についての考え方
- (2) 包括外部監査の実施方針
- (3) 包括外部監査テーマの選定・本市の現状や行政課題に対する理解度
- (4) 包括外部監査のスケジュール
- (5) 包括外部監査結果報告書の作成
- (6) 包括外部監査の実施体制
- (7) 包括外部監査費用の設定
- (8) 職務上知り得た情報の取扱い
- (9) 人物、実績

7 包括外部監査に係る費用の支払

現在、令和 8 年度予算の編成に向けて準備中であるため確定した額ではありませんが、監査費用は次のとおり予定しています。

監査費用上限額 1, 200 万円（税込）

8 外部監査人補助者

外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができますが、法第 252 条の 32 第

1 項の規定による監査委員との協議が必要となるため、監査委員との協議が調わない場合は、その者には包括外部監査の補助をさせることができません。

9 その他

包括外部監査契約の締結に当たっては、監査委員の意見聴取及び議会の議決が必要となるため、選考の結果をもって、契約を確約するものではありません。

※1 地方自治法第 252 条の 28 第 3 項関係（詳しくは、関係法令をご確認ください。）

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 国家公務員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者
- (4) 弁護士法、公認会計士法又は税理士法の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなった者を除く。）
- (5) 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- (6) 本市の議会の議員
- (7) 本市の職員
- (8) 本市の常勤の職員及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員であった者（地方自治法施行令第 174 条の 49 の 22 関係）
- (9) 本市の長、副市長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
- (10) 本市に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人